

商品名 (愛称)	自由金利型定期預金(M型) 年金定期「ゆうゆう」							
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫で厚生年金・国民年金・共済年金等の公的年金の振込指定をしていただいている方。 または新たに厚生年金・国民年金・共済年金等の年金の振込指定手続きをしていただいた方がご利用できます。 							
期間	<ul style="list-style-type: none"> 1年 自動継続扱い 元金継続とし、利息は普通預金に入金します。 							
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 100円以上 ただし、お一人さま総額500万円以内 預入金額が200万円以内と200万円超では適用金利が変更となりますので、複数の預け入れとなりますのでご了承ください。 【例1】ご新規で300万円を預入する場合 <ul style="list-style-type: none"> 200万円と100万円の2つの定期預金となります。 【例2】既に100万円の年金定期「ゆうゆう」を作成されており、追加で200万円を預入する場合 <ul style="list-style-type: none"> 100万円と100万円の2つの定期預金となり、作成済みの定期預金と合わせると3つの定期預金となります。 1円単位 							
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払戻します。 							
利息 (1)適用金利 (2)利払方法(頻度) (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> お一人さま200万円までは預入日における店頭表示の「スーパー定期預金1年ものの利率に0.2%を上乗せした利率」を、200万円超500万円までは預入日における店頭表示の「スーパー定期預金1年ものの利率に0.1%を上乗せした利率」を満期日まで適用します。 自動継続後も各商品所定の優遇金利が上乗せされた金利を適用いたします。 200万円超による預入の適用金利について、200万円以内の定期預金を満期解約および中途解約により、預入期間中に200万円以内になった場合でも適用金利は当初預入れの金利となります。 満期日以後に一括して払戻します。 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。 							
税金	<ul style="list-style-type: none"> 利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。ただし、マル優をご利用の場合は除きます。 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税(0.315%)が追加課税されています。 							
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫に申告されたマル優枠の範囲内(最高350万円)まで非課税でご利用いただけます。 							
中途解約時の取扱	<ul style="list-style-type: none"> 原則として中途解約はできませんが、やむを得ず初回満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた中途解約利率により預入日から解約日の前日までの日数で計算した中途解約利息とともにお支払いします。 自動継続でご利用いただき、自動継続後に満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた中途解約利率により継続日から解約日の前日までの日数で計算した中途解約利息とともにお支払いします。 <table border="1" data-bbox="469 1868 1217 2000"> <tbody> <tr> <td>解約日までの預入期間</td> <td>期限前解約利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率の50%</td> </tr> </tbody> </table>		解約日までの預入期間	期限前解約利率	6ヶ月未満	解約日の普通預金利率	6ヶ月以上1年未満	約定利率の50%
解約日までの預入期間	期限前解約利率							
6ヶ月未満	解約日の普通預金利率							
6ヶ月以上1年未満	約定利率の50%							
金利の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利(年利回り)は店内に備付けの映像配信システムによる金利表示または窓口へご照会ください。 							

<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ お一人様1店舗に限らせていただきます。 ・ お申込みの際は、年金証書・裁定請求書・通帳等をお持ちください。 ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 「総合口座」のお取扱いはできません。 ・ 証書式または通帳式での取り扱いとなります。
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店もしくは総務部(9時～17時、電話:022-221-2175)までお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等をご利用いただくことにより、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、総務部(9時～17時、電話:022-221-2175)もしくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。なお、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。なお、仙台弁護士会の仲裁センター等(電話:022-223-1005)に直接申し立てていただくことも可能です。
<p>預金保険制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとのお利息が保護の対象となります。当金庫に複数の付保対象預金口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます。

宮城第一信用金庫